

## 高松市景観まちづくり協議会活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高松市美しいまちづくり条例（平成21年高松市条例第61号）第11条の規定に基づき、都市景観まちづくり協議会（以下「協議会」という。）に対し、その活動又は運営に対する助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、高松市補助金等交付規則（昭和54年高松市規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象団体)

第2条 助成金の交付対象となる団体は、高松市景観まちづくり協議会認定要綱（平成7年2月1日制定）の規定により認定された協議会とする。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、都市景観に配慮したまちづくりを推進する活動に要するもので、次に掲げるものとする。

- (1) まちづくりに関する情報の収集と調査、研究等の活動に要する経費
- (2) 講演会、研修会等の開催に要する経費
- (3) 先進地視察に伴う旅費等
- (4) 報告書の作成等活動成果の発表に要する経費
- (5) 団体の運営に要する経費
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(助成及び助成金の額)

第4条 市長は、交付対象団体に対し予算の範囲内で助成金を交付することができる。

2 前項の助成金の額は、前条の経費の10分の9以内で年1回50万円を限度とする額とし申請があった年度を含めて5年間を限度とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする協議会（次条において「申請者」という。）は、高松市景観まちづくり協議会活動助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、速やかに、交付の適否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、その決定の内容並びにこれに付する条件及び指示を記載した、高松市景観まちづくり協議会活動助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知しなければならない。

3 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(実績報告)

第7条 前条第2項の規定により助成金の交付の決定を受けた協議会は、当該年度の活動が完了したときは、速やかに、高松市景観まちづくり協議会活動実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定及び交付)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査の上、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該協議会に対して、高松市景観まちづくり協議会活動助成金交付指令書（様式第4号）により通知し、助成金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、当該年度の活動の着手前又は完了前に高松市景観まちづくり協議会活動助成金概算交付指令書（様式第5号）により通知し、助成金の全部又は一部を概算交付することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 1 2 月 2 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 7 月 1 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住所

団体名

代表者 氏 名

⑨

電話（      —      ）

高松市景観まちづくり協議会活動助成金交付申請書

景観まちづくり協議会活動助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 事 業 名

2 事 業 の 目 的

3 協議会の認定      年      月      日

番 号

4 活 動 内 容

5 活 動 経 費 額      金      円

6 申 請 金 額      金      円

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

高松市景観まちづくり協議会活動助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった景観まちづくり協議会活動助成金交付申請については、次のとおり決定したので、高松市景観まちづくり協議会活動助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

- 1 交付決定年月日 年 月 日
- 2 交付決定番号 第 号
- 3 交付決定額 金 円
- 4 交付の条件



様式第4号（第8条関係）

高松市指令 第                      号

様

年      月      日付け交付決定番号第                      号で決定した景観まちづくり協議会活動助成金については、高松市景観まちづくり協議会活動助成金交付要綱第8条の規定により、次の条件を付けて助成金として                      円を交付します。

年      月      日

高松市長

- 1 この助成金は、高松市景観まちづくり協議会活動助成金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- 2 市長が必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は助成事業等の執行状況について実地検査します。
- 3 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 4 高松市景観まちづくり協議会活動助成金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、助成金の返還を求めます。

様式第 5 号（第 8 条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日付け交付決定番号第 号で決定した景観まちづくり協議会活動助成金については、高松市景観まちづくり協議会活動助成金交付要綱第 8 条の規定により、次の条件を付けて助成金として 円を概算交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この助成金は、高松市景観まちづくり協議会活動助成金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
  - (1) 内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。
  - (2) 中止し、又は廃止するとき。
  - (3) 予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
- 3 市長が必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は助成事業等の執行状況について実地検査します。
- 4 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 5 この助成金は概算払ですので、事業終了後、実績に基づき精算し、概算交付した助成金が確定した助成金を超えている場合は、その差額を直ちに返還しなければなりません。
- 4 高松市景観まちづくり協議会活動助成金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、助成金の返還を求めます。